

## 令和3年度原子力総合防災訓練計画

1 令和3年度原子力総合防災訓練の対象となる原子力事業所  
東北電力株式会社 女川原子力発電所

2 実施時期  
令和4年2月上旬

3 参加機関

(1) 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

(2) 指定地方行政機関等

東北管区警察局、東北総合通信局、東北地方整備局、東北運輸局、東北地方測量部、仙台管区気象台、第二管区海上保安本部、東北地方環境事務所、東北防衛局、陸上総隊、陸上自衛隊東北方面隊、航空総隊、航空支援集団、海上自衛隊横須賀地方隊、女川原子力規制事務所 等

(3) 地方公共団体等

宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町、警視庁、埼玉県警察本部、宮城県警察本部、県教育委員会、仙台市消防局、石巻地区広域行政事務組合消防本部、登米市消防本部、大崎地域広域行政事務組合消防本部、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部 等

(4) 指定公共機関等

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、東日本電信電話株式会社宮城事業部、日本赤十字社宮城県支部、東日本高速道路株式会社東北支社 等

(5) 指定地方公共機関等

公益社団法人宮城県トラック協会、公益社団法人宮城県バス協会 等

(6) 原子力事業者

## 東北電力株式会社

### (7) その他

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、一般社団法人宮城県薬剤師会、一般社団法人石巻薬剤師会、宮城県漁業協同組合、渡波漁船漁業協同組合、一般社団法人宮城県タクシー協会、国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人東北大学病院、日本赤十字社石巻赤十字病院、女川町地域医療センター、独立行政法人国立病院機構仙台医療センター、公益社団法人宮城県放射線技師会、社会福祉法人旭壽会、シーパル女川汽船株式会社、潮プランニング株式会社、網地島ライン株式会社 等

## 4 原子力緊急事態の想定に関する事項

宮城県沖を震源とした地震、津波が発生する。これにより、運転中の女川原子力発電所2号機は緊急停止する。さらには、設備の故障が重なり、残留熱除去機能、原子炉注水機能が喪失する事象が発生し、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至る。

## 5 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者

上記3の参加機関の長

## 6 訓練目的

- (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- (2) 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- (3) 「女川地域の緊急時対応」に定められた避難計画の検証
- (4) 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の検討
- (5) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

## 7 訓練内容

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態を受けた実動訓練まで、以下に示す3項目を重点項目として実施する。

### 項目1 迅速な初動体制の確立

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、テレビ会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図る。また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、内閣府副大臣（原子力防災担当）、国の職員及び専門家を、緊急事態応急対策等拠点施設（宮城県女川オフサイトセンター（以下「OFC」という。））、原子力施設事態即応センター（東北電力株式会社本店）等に派遣する。

## 項目2 中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定

官邸、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「E R C」という。）、O F C、宮城県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立する。自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において自然災害及び原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。あわせて、防護措置の実施等に関する意思決定を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施する。

## 項目3 県内への住民避難、屋内退避等

- ① 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、民間輸送機関等の支援を受けつつ、予防的防護措置を準備する区域（以下「P A Z」という。）やP A Zに準じた避難等の防護措置を準備する区域（以下「準P A Z」という。）内の住民の県内への避難を行う。また、緊急防護措置を準備する区域（以下「U P Z」という。）内の住民について屋内退避を実施するとともに、屋内退避の意義等の理解促進を図る。
- ② 緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。
- ③ 放射性物質の放出を想定し、運用上の介入レベル（以下「O I L」という。）の基準に基づき、O I L 2の基準を超過したことに伴い、U P Z内的一部地域の住民について、安定ヨウ素剤の緊急配布、県内への一時移転、避難退域時検査等を実施する。

訓練実施項目は以下のとおり。

### （1）本部等運営に関する訓練項目

#### ① 原子力災害対策本部等の運営

警戒事態発生に伴う原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部、施設敷地緊急事態発生に伴う同事故合同対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議の開催も含め、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等を行う。

#### ② 県災害対策本部等運営

発電所の事故進展に応じて、関係地方公共団体において災害対策本部等を設置し、地域防災計画等に基づく応急対策を実施するとともに、テレビ会議システム等を活用し、E R C・O F C等との間で継続的な情報共有を図る。

#### ③ 県現地災害対策本部等運営

発電所の事故進展に応じて、OFCに現地災害対策本部を設置し、テレビ会議システム等を活用し、県災害対策本部やOFCとの間で継続的な情報共有を図る。

④ オフサイトセンター運営

OFC内組織の運営（原子力災害合同対策協議会の運営を含む。）を通じて、防護措置に係る関係地方公共団体等との具体的対策の検討、調整等を行う。

⑤ 原子力被災者生活支援チーム運営

原子力災害対策本部の設置と同時に原子力被災者生活支援チームを設置し、官邸・ERC・OFC・関係機関との情報共有を図るとともに、原子力被災自治体支援チームを現地へ派遣する。

(2) その他訓練項目

① 緊急時対応要員参集

発電所の事故進展に応じて、各拠点に参集することとなっている緊急時対応要員の参集を実施する。

② 緊急時通信連絡

各拠点・関係機関の間で定められた通信連絡を行うとともに、現地の活動や避難状況について、ヘリテレ映像等を関係機関に伝送し、国と関係地方公共団体との間で情報共有を行う。

③ 国、地方公共団体、実動組織等の連携

国、地方公共団体、実動組織、事業者等の間で、事態の進展に応じて必要な情報共有、連絡調整等を行う。

④ 緊急時モニタリング

緊急時モニタリング実施計画の策定等を行うとともに、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関が連携して、緊急時における環境放射線のモニタリングを行う。

⑤ PAZ等地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、PAZ及び準PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受け入れ等を行い、避難等を実施する。

⑥ PAZ等地域内の住民避難

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、PAZ及

び準P A Z内の住民について、避難先の調整、輸送手段の確保、避難者の受入れ等を行うとともに、安定ヨウ素剤の服用を行った上で、県内への避難等を実施する。

⑦ U P Z内住民の屋内退避

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z内の住民等の屋内退避や各機関の情報伝達等を行う。あわせて、屋内退避の意義等の理解促進を図る。

⑧ U P Z内一部住民の一時移転

O I L 2の基準を超過したことに伴い、U P Z内で屋内退避中の一部住民について、一時移転先の調整、輸送手段の確保、一時移転した住民の受入れ等を行い、県内のU P Z外への一時移転を実施する。あわせて、各機関への情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行うとともに、避難退域時検査等場所を設置し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査並びに簡易除染を行う。

⑨ 安定ヨウ素剤緊急配布・服用

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、P A Z等地域内の住民避難を実施する際、安定ヨウ素剤の緊急配布・服用を行う。また、O I L 2の判断に基づく、U P Z内一部住民の一時移転等を実施する際、原子力対策本部からの指示を受け、住民への安定ヨウ素剤の緊急配布・服用を行う。

⑩ 避難退域時検査・簡易除染

O I L 2の判断に基づき、U P Z内一部住民の一時移転等を実施する際、避難経路上に避難退域時検査等場所を設置し、避難用車両、住民の避難退域時検査及び簡易除染を行う。

⑪ 原子力災害医療

O I L 2の判断に基づき一時移転する住民が、避難退域時検査等場所において健康状態が悪化し、かつ、O I L 4超過のため除染が必要となったことを想定し、救急車等による搬送を行い、搬送先の医療機関において、傷病者の汚染検査、除染及び救急処置を行う。

⑫ 物資調達・供給

避難所等における物資需要を把握し、食料・水・生活必需品・医療品等の調達・供給を行う。

⑬ 交通規制・警戒警備

警察、道路管理者、海上保安庁等による交通規制、船舶航行規制や道路状況の確認等を行う。

⑭ 避難所等における感染症対策訓練

新型コロナウイルス流行下での原子力災害発生を模擬し、住民避難等の訓練を一部、感染症対策を加味して実施する。

(3) 原子力事業者が参加主体となる訓練

① 対策本部運営訓練

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、本店及び発電所（緊急時対策所）に対策本部を設置し、緊急事態応急対策を指揮するとともに、テレビ会議システム等を活用し、緊急時対策所と原子力施設事態即応センター、原子力施設事態即応センターと E R Cとの間で継続的な情報共有を図る。

② 通報連絡訓練

地震や発電所設備の故障等の発生に伴い、原子力事故等の状況について関係機関への通報連絡を行う。

③ 警備・避難誘導訓練

発電所構内作業者等の避難誘導及び避難場所への移動を行うとともに、発電所敷地内の立入制限を行う。

④ 原子力災害医療訓練

発電所構内における放射性物質汚染を伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び関係機関と連携し、医療機関への搬送等を行う。また、施設敷地緊急事態の発生後 24 時間以内に発電所構内に医療提供体制を確立するため、県外の関係機関等から医療関係者の派遣要請及び発電所構内への受入れを行う。

⑤ 事故収束訓練

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止措置を行う。

⑥ 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

原子力事業所災害対策支援拠点の設営・運営を行い、原子力施設事態即応センター、O F C 等との情報共有を行う。

⑦ 原子力事業者支援連携訓練

原子力災害時における原子力事業者間の協力協定等の取決めに基づき、施設敷

地緊急事態発生に伴う要員派遣、資機材提供の支援要請連絡、原子力緊急事態支援センターから提供を受けた資機材の発災発電所への搬送等を行う。

⑧ 緊急時モニタリング訓練

発電所対策本部からの指示に基づく必要なモニタリングポイントへの測定機器の配備及び対策本部への連絡がなされることを確認する。

8 個別の要素訓練等

7 の訓練の一部を、発電所の事故進展とは異なる事故進展のタイミングにて行う。

9 訓練評価

訓練終了後、各種計画、マニュアル等の見直し及び検証に資するため、教訓の抽出等を行う。訓練に参加した関係省庁、関係地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された教訓等を検討し、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの検討・改善等を行う。

10 その他

訓練の企画及び実施においては、新型コロナウイルス感染症対応に十分な注意を払うこととする。また、実施前には事前に、準備等のための訓練や手続の確認等を行う。